商品説明書（預金）

ぐーちょき積金

（2026 年 9 月 1 日現在）

1．商品名（愛称）	子育て応援積金「ぐーちょき積金」 対象預金：定期積金 ※2026 年 9 月 1 日以降に新規でお預入いただく方
2．ご利用いただける方	群馬県発行「ぐーちょきパスポート」、栃木県発行「とちぎ笑顔つぎつぎカード」、埼玉県発行「パパ・ママ応援ショップ優待カード」の配布を受けた個人のお客さま ※ 契約口数は、当該パスポート・カード枚数を限度とします。 （ご契約者の名義は、パスポートを受けているお子様、またはその親権者の方に限ります） ※ 契約の際は、上記の子育て応援カードをご提示ください。
3．期間	５年
4．お預け入れ方法 (1) お預け入れ方法 (2) お預け入れ金額	 契約時にご指定いただいた毎月の払込日に、掛金を払込みいただきます（自動振替扱い）。 ただし、先払い（先掛け）はできません。 10,000 円、20,000 円、30,000 円、40,000 円、50,000 円の５種類のうちから、いずれかをご選択いただきます。
5．払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。 ・窓口での解約手続きと、自動解約処理の方法を選択できます。 ・【自動解約処理】 給付契約金（税引後）を満期日に自動解約して指定口座へ入金する方法 ※定期積金契約店舗の契約者名義口座のみとなります。
6．利息 (1) 適用利率 (2) 給付補填金の支払方法 (3) 計算方法	 固定金利 ご契約時の約定年利回りを満期日まで適用します。 ご契約時の店頭表示金利（スーパー定期積金 3 年以上）に 0.2％を上乗せします。 ※適用利率は、市場動向の変化などにより変更となる場合がありますので、予めご了承ください。 満期日以後に一括して払い戻します。 証書記載の給付契約金と掛金総額の差額により計算します。
7．税金	20％（国税 15％、地方税 5％） ※ 2013 年 1 月 1 日から 2037 年 12 月 31 日までの間に支払われる利息には復興特別所得税（0.315％）が追加課税されます。
8．手数料	――
9．付加できる特約事項	総合口座への組入れはできません。
10．中途解約時の取扱い	払込日から解約日の前日までの期間について、次の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。 約定利回×２０％または解約日における普通預金利率のいずれか低い利率
11．金利情報の入手方法	――

次頁へ続きます

12. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置　本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部（9 時～17 時、電話：0120-277-622）にお申し出ください。 紛争解決措置　東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）（以下「東京弁護士会」という）または群馬弁護士会（電話：027-233-4804）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク統括部または全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）－もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
13. その他参考となる事項	・払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べるか、または約定年利回り（１年を 365 日とする日割計算）の割合による遅延利息をいただきます。 ・満期日以後の利息は解約日における普通預金利率により計算します。 ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本 1,000 万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して 1,000 万円までとその利息が保護されます。） 【自動解約処理をご希望の場合】 ・払込みの遅延により満期日が繰延べされている場合であっても、当初満期日の前日までにすべての掛金の払込みが完了している時は、当初満期日に自動解約のうえ、給付契約金（税引後）の全額から遅延期間に相当する遅延利息を差し引いた金額を指定口座へ入金します。 ・満期日の前日までに掛金の払込みが完了しなかった場合等により自動解約が不能となった場合は、窓口にて払戻し手続きをしていただきます。 ・自動解約処理から窓口で解約処理をする方法に変更することはできません。 ・窓口で解約処理をする方法から自動解約処理へ変更を希望される場合は、当金庫所定の書面に届出印により記名押印して提出していただきます。